大分県人権尊重施策基本方針の概要

大分県では、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざし て『大分県人権尊重施策基本方針』を策定しています 2020年(令和2年)4月に、この基本方針を改定しました

大分県人権尊重施策基本方針とは

大分県では、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、2009年(平成 21年)4月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を施行しました。

この条例では、大分県、県民、事業者の責務を明記するとともに、「大分県人権尊重 施策基本方針」を策定することを定めています。

基本方針では、人権に関する教育や啓発など人権意識の高揚を図るための施策、相 談・苦情解決など人権侵害の救済に関する施策及び部落差別問題、女性・子どもなど 社会的弱者が抱える人権上の課題に対する施策について、県が取るべき事項を定めて います。大分県ではこの基本方針を柱として、すべての人の人権が尊重される社会づ くりを進めていくこととしています。

基本方針は、人権をとりまく国内・外の状況の変化や、人権に関する県民意識調査の 結果等を踏まえ、適宜、見直しを行うこととしています。

2010年(平成22年)に策定し、2015年(平成27年)に改定しており、今回2度目の改 定となります。

今回改定の趣旨

大分県では、これまでも基本方針に基づき、人権尊重施策を積極的、体系的、計画的に進 めてきました。しかしながら、女性や子ども、高齢者等に対する暴力、虐待事件は増加傾 向にあり、インターネットやSNSを悪用した人権侵害行為が社会問題となっています。 また、性的少数者の人権問題が顕在化してくるなど、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化 しています。このような中、2016年(平成28年)に障がいのある人に対する差別、外国人 に対するヘイトスピーチ、部落差別の解消を目的とする3つの法律が施行されました。 このたび、このような情勢や2018年(平成30年)に実施した人権に関する県民意識調査の 結果を踏まえ、基本方針の見直しを行いました。

今回の改定では、前回改定以降、新たに施行された法律や計画等の内容を盛り込むほか、 「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の1つに位置づけることとしました。

キーワード①『人権』



私たちは、誰もがみな、人間らしく幸せに生きていくための権利をもっています。 この権利を『人権』といいます。人権は、私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのでき ない普遍の権利であり、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。 すべての人の人権が尊重されるためには、社会のしくみを整えていくことはもちろん、私たち一人 ひとりの考え方や行動を見つめ直すことが必要です。

人権尊重社会づくりの基本理念

自己決定の尊重と自己実 現が追求できる社会

自分の人生のあり方を自らが 考え、選択する「自己決定」 が尊重され、自分らしく生き る「自己実現」が可能となる 社会の構築に取り組みます

差別や不合理な較差の解 消に向けて取り組む社会

差別意識や差別発言・差別行 為、これらの結果として生じ る不合理な較差の解消に努め

一人ひとりの多様な生き 方を共に支え合う社会

多様な価値観と生き方を認め 合い、年齢や障がいの有無に 関わりなく安心・安全に暮ら せる「共生社会」の実現に取 り組みます

人権尊重の社会づくりを担う行政の基本

人権行政の確立

人権尊重施策の総合的な推進

人権の尊重を基調として業務に取り組 む「人権行政」を職員一人ひとりが担 います

人権教育・啓発や相談・支援・権利擁護 など、様々な人権尊重施策を総合的に 進めます

施策の構成

人権尊重施策の 総合的な推進

人権教育・啓発の推進

相談・支援・権利擁護の推進

人権が尊重され る社会づくり

キーワード②『部落差別の解消

の推進に関する法律』

分野別人権行政 の推進

部落差別問題(同和問題)

女性の人権問題

子どもの人権問題

高齢者の人権問題

障がい者の人権問題

外国人の人権問題

医療をめぐる人権問題

性的少数者の人権問題

その他の人権問題

・犯罪被害者とその家族 ・ネット社会等

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職で 不当な扱いを受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷を書き込まれるなどの差別を受けている人 がいます。これが、部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別(同和)問題といいます。 部落差別(同和)問題の解決に向けては、長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格 差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いま だに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上の差別的情報の流布が発生するなど、解決にい たっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」が施行されました。

人権尊重施策の総合的な推進

人権が尊重される社会づくりを進めるため、人権尊重の意識を醸成する教育や啓発、人権問題に関する相談、当事者や関係者の支援、権利擁護など様々な取組を総合的に進めます

人権教育・啓発の推進

○あらゆる場における教育・啓発の推進

~家庭や地域社会~

- ・大人に対する教育・啓発を通じた、家庭内の人権 意識の醸成
- ・児童虐待等に対する相談活動の充実
- ・地域における人権教育指導者の養成
- ・イベント、行事等を活用した啓発活動



~企業、団体~

- ・人権に関する講演会等の広報や情報提供の充実、強化
- ・人権教育、啓発活動に関する取組の支援

···家庭・地域・学校・職場などあらゆる 場で人権教育・啓発活動を進めます

~学校、認定こども園、 幼稚園、保育所~

- ・学校内の人権が尊重される環境づくり
- ・人権教育の目標を定めたカリキュラムの設定
- ・子どもの人権に配慮した保育
- ・子ども相互の関係づくり



~特定職業従事者~

・行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、マスメディア関係者に対する研修、情報提供の充実、強化

○推進環境の整備

・・・・人権教育・啓発活動を進めるための環境 整備を行います

~人材の養成と活用~

- ・企業や自治体の人権教育、啓発担当者の養成
- ・人権講師の資質向上、活用促進

~教材の整備と活用~

- ・重要課題や新たな人権課題の教材整備
- ・県民ニーズに基づく資料や教材の整備

~プログラムの開発~

- ・学校における効果的な学習プログラムの開発
- ・職場や地域で活用しやすい研修プログラムの開発
 - ~国・市町村との連携~
- ・市町村と連携した効果的かつ広域的な啓発
- ・国、県、市町村ネットワークの充実、強化

~情報提供システムの充実~

- ・「大分県人権情報プラザ」の充実と活用促進
- ・情報提供ツールとしてのホームページの充実

∼NPOとの協働∼

- ・NPOの人権に関する活動の支援、意見交換の実施
- 研修講師等養成講座への参加要請

相談・支援・権利擁護の推進

- ○すべての人が相談したり、支援を受けたり、権利が行使できる仕組みづくり
 - ・・・・・県民一人ひとりが自己実現を追求できる社会になるよう、生活の中の様々な問題、 差別的な取扱い、不合理な較差の解消に努めます

〜人権問題の相談・ 支援機関情報の一元化〜

・県の相談窓口、支援機関に係る情報の提供

~人権問題の総合窓口検討~

・誰もが相談しやすい窓口のあり方を検討



~相談機能の充実~

・相談者の状況や相談内容に応じて、国や各種相談 機関と連携した相談対応

~相談・支援職員の資質向上~

・相談員の研修会実施と相談員同士の連携強化

~苦情解決制度の整備・充実~

・子ども、高齢者、障がい者、男女共同参画等、各 分野での苦情解決制度の充実と整備に取り組む

〜国・市町村・NPOとの連携〜

- ・市町村の人権相談窓口充実のための支援
- ・連携するNPO等の範囲拡大

~人権に配慮する企業への優遇策~

・積極的に障がい者を雇用している企業に対し、 入札参加資格等の優遇策を実施

~人権尊重社会づくり功労者の表彰~

・人権教育、啓発等に関し、先進的又は特徴的な 取組を行った個人や団体の表彰、県民への周知

キーワード③『合理的配慮』

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、「不当な差別的 取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。

- ◎「不当な差別的取扱い」の具体例
- ・受付の対応を拒否する ・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける
- ◎「合理的配慮」の具体例
- ・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める
- ・筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる
- ・意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器(タブレット端末)等を活用する



分野別人権行政の推進

わが国固有の人権問題である部落差別問題をはじめ、女性や子どもの人権問題など、9つの課題を重要課題として、それぞれ取組の方針を定めています

部落差別問題

- ・基本的人権の問題として部落差別解消に取り組む
- ・教育、啓発の一層の推進を図る
- ・就労対策や産業振興は一般対策を有効活用する
- ・国等と連携し、地域の実情に応じた取組を行う

女性の人権問題

- ・固定的役割分担の解消に努め、女性の人権を保障 する社会づくりを進める
- ・女性に対する暴力防止のための教育、啓発と被害 女性の救済、保護、自立支援の充実を図る
- ・生涯を通じた女性の健康支援を進める

子どもの人権問題

- ・児童相談所をはじめ関係機関等が連携し、子どもの 権利擁護を進める
- ・社会全体でセーフティネットづくりに取り組む
- ・子どもの人権を尊重した教育を進める
- ・子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、 健やかに育つことのできる環境を整備する

高齢者の人権問題

・高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して 暮らせる地域づくりを推進するため、「おおい た高齢者いきいきプラン(第7期)」に基づき、 各種施策を行う

障がい者の人権問題

- ・障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる共生 社会の実現を目指す
- ・障がい者の社会参加を推進する
- ・障がい者やその家族が社会の無理解、偏見・差別によって傷つけられることのない社会づくりに取り組む

外国人の人権問題

- ・県民の多文化理解や国際意識の向上を図る
- ・地域住民や様々な国の人が共に活力ある地域づく りに参画できる社会システムの構築に努める
- ・外国人児童生徒に配慮した学校教育を進める

キーワード④『ヘイトスピーチ、許さない』

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥(はいせき)する言動「ヘイトスピーチ」に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

このような情勢の中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が平成28年6月に施行されています。

在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

医療をめぐる人権問題

- ・人権尊重意識の深化と人権を尊重した医療サービス の提供を推進する
- ・学校教育でハンセン病、感染症等の人権問題について学習活動を進める

帰 性的少数者の人権問題

・誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分 らしく生きることのできる社会の実現を目指す



様々な人権問題

犯罪被害者やその家族

- ・被害者支援のネットワーク構築
- ・ニーズに即した情報提供や市町 村と連携したきめ細かい支援
- ・二次的被害の防止、犯罪被害者 等への支援の必要性に係る周 知、県民理解の増進

プライバシー権の保護

- ・個人情報保護制度の一層の 充実と行政職員の意識向上
- ・民間事業者の取組支援

ネット社会

- ・事業者への適切な措置の要請
- ・インターネット利用のモラル についての教育、啓発

その他の人権問題

・アイヌの人々や刑を終えて出所 した人、路上生活者となった 人、東日本大震災などの自然災 害に起因する人権問題等、あら ゆる差別の解消に向けて、積極 的な教育や啓発に努める

基本方針の推進方策

この基本方針に定める事項を確実に進めていくために、以下のとおり取り組みます

県の推進方策

- ◆大分県人権施策推進本部で庁内調整し、人権尊重施策を総合的に推進する
- ◆施策の推進にあたっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会に意見を求める
- ◆基本方針を具体的に進めるため、実施計画を策定する

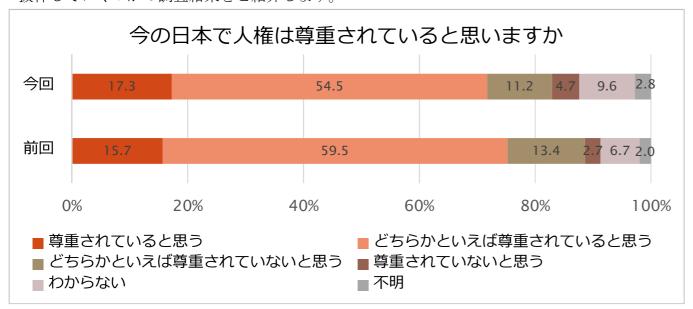
関係団体との連携と県民との協働

- ◆国との連携を強化する
- ◆市町村と協働して取組を進める
- ◆企業や関係団体へ取り組みを要請する
- ◆NPOや当事者団体などと協働する
- ◆議員、マスコミに情報提供する

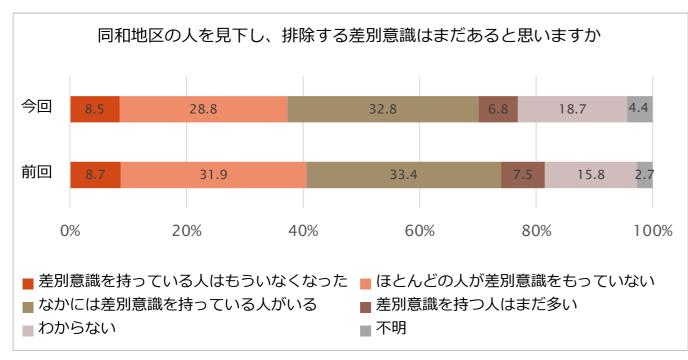


「人権に関する県民意識調査」の結果

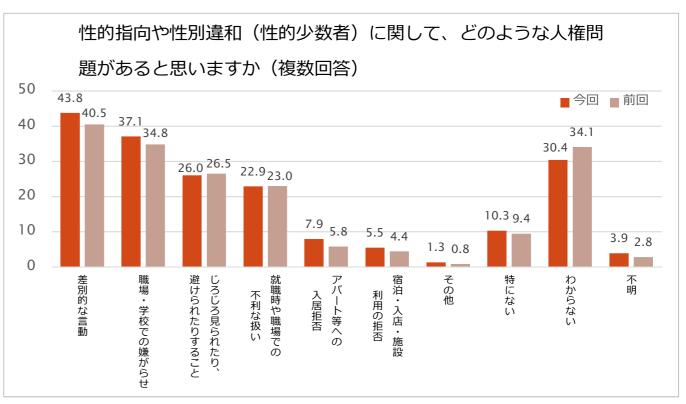
大分県では、5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施しています。 直近では2018(平成30)年に実施しました。前回(2013(平成25)年)調査後の人権に関する 関心や意識の変化を探り、人権尊重の推進に資する施策立案の基礎資料等とするため、大分県 内の有権者0.5%にあたる5,000人に調査票を送り、1,996人の方から回答をいただきました。 抜粋していくつかの調査結果をご紹介します。



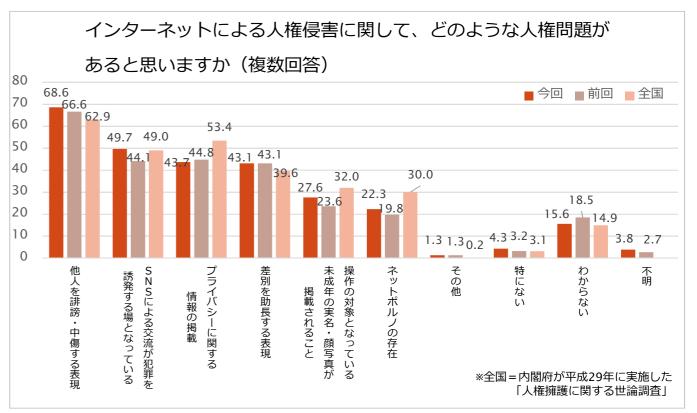
「人権が尊重されていると思う」と回答した人は71.8%でした。前回調査(75.2%)と比べるとやや減少しています。



「同和地区住民に対する差別意識を持った人がいる」と回答した人は39.6%で前回調査の40.9%に比べ、やや減少していますが、4割の人は未だに「差別意識を持った人がいる」と考えています。



「差別的な言動」「職場、学校等での嫌がらせ」「じろじろ見られたり、避けられたりする」が多くなっています。一方、「特にない」「わからない」と答えた方が4割を超えており、性的少数者に関する理解は十分とはいえない状況です。



現在、社会問題となっている「誹謗・中傷」が最も高く、次いで「犯罪の誘発」「プライバシーに関する情報の掲載」が多くなっています。全国調査と比べると「誹謗・中傷」「差別を助長する表現」が高くなっています。